

[研究ノート]

監視社会とプライバシー：リトルブラザーの共存する世界へ

Surveillance Society and Privacy: Toward the World of Little Brothers Coexisting

国際社会経済研究所 小泉雄介

Institute for International Socio-Economic Studies Yusuke KOIZUMI

要 旨

監視の主体は従来、行政機関が中心であったが、インターネットが普及した 1990 年代以降はインターネット企業など民間企業が国境を越えて大量の個人情報を取得するようになった。現代社会では、携帯電話による位置情報取得、店舗カメラでの顔認識、IC カードによる購買・乗降履歴の把握、ウェアラブル端末による健康情報の取得など、リアルな世界で個人情報を取得する技術・機器が日常生活に深く入り込んでおり、こうした情報技術の進展により、監視社会化にますます拍車がかかっている。中南米やアフリカ等の途上国では、経済成長の前提条件として治安対策が重視されているため、これらの情報技術・機器の導入を通じた行政による監視の強化は止むを得ない面がある。しかし、治安対策の必要性が相対的に低い先進国においては、行き過ぎた監視社会化と、それによる個人の自由・権利の侵害に対して、一定の歯止めがかけられなければならない。そのためには、監視技術を用いたあらゆるシステムにおいて、1 つの場における単一視点（パノプティコン）の占拠を許さず、複数視点の共存を可能とするような制度設計が必要である。すなわち、市民・消費者の個人データを大量に取得する官・民のリトルブラザーを阻止することはもはや不可能だが、個人が複数のリトルブラザーを自由に選択できるように、またリトルブラザーのビッグブラザー化を阻止できるように、制度的・技術的な担保を行うことが重要である。

キーワード

監視社会、プライバシー、個人情報、監視カメラ、生体認証、国民 ID

1. はじめに：監視技術の浸透と監視社会の進展

生体情報や IC チップ等を利用したセンシング技術の進展により、従来 Web 上（バーチャル世界）が中心であった個人の行動履歴の追跡は、リアルな世界にも広がりつつある。スマートフォンのアプリを通じた位置情報の取得のみならず、交通系 IC カードによる乗降履歴、駅や店舗のカメラによる顔認識、自動車の位置情報、ウェアラブル端末による健康情報のセンシング、AI スピーカーによる音声認識など、リアル世界での個人情報取得事例が急速に拡大して

いる。

このような個人情報取得技術は、一言で「サーベイランス（監視）技術」と言うことができる[1]。表 1 のような様々な「監視技術」が、民間企業や行政機関によって導入され、その多くは既に人々の日常生活に入り込んでいる。我々は社会生活を送る上でこれらの監視技術に大きく依存し、これらの監視から、もはや距離を置くことのできない状況に置かれている[2]。すなわち、我々は監視社会の真っ只中におり、それを否が応でも受け入れなければならない状況に

いる。

表 1 監視技術・機器の例

<ul style="list-style-type: none"> ・ 監視カメラ、ボディカメラ、ドローン ・ 生体認証技術（顔、指紋、虹彩、音声等） ・ 政府発行 ID カード、民間発行 ID（ポイントカード、ログイン ID 等） ・ ソーシャルロボット ・ IoT 機器（スマートフォン、ウェアラブル端末、AI スピーカー等）

監視の主体（監視者）は、従来は行政機関が中心であったが、インターネットが普及した 1990 年代以降は民間企業（とりわけ GAF A に代表されるプラットフォーム企業）が国境すら越えて大量の個人情報取得するようになった。特に米国では、いわゆるスノーデン事件[3]で明るみに出たように行政機関と民間インターネット企業が手を組み、いわば「ビッグブラザー」として、世界中の個人から莫大な量の個人情報を取得することが可能となっていた。

本稿では、様々な監視技術が不可欠な構成要素として受け入れられている社会を「監視社会」と呼び、技術進歩によって今後ますます進展するであろう監視社会に対し、プライバシーの観点から歯止めをかけるための対応策について考察したい。

2. 監視社会の受容と脅威

2.1 監視の両義性: 管理と配慮

デイヴィッド・ライアンは、監視社会における重要なテーゼとして「監視の両義性」を指摘する。それは、監視は元来、監視対象の「管理（control）」の側面のみならず、相手への「配慮（care）」の側面も有しているということである[4]。ライアンは、この監視の両義性は、ジェレミー・ベンサムのパノプティコン構想をきっかけとして分裂し、「次第に、現代の管理への流れとなり、その結果、配慮の次元は周縁化・隠蔽化された」[5]、という[6]。すなわち、元来は監視（＝神のまなざし[7]）におけるコインの裏表であったはずの「管理」と「配慮」という二側面のうち、現代社会では「管理」の側面が強調され、巨大化することとなった。

このような「監視の両義性」の二つの側面、すなわち「管理」と「配慮」については、表 2 のような説明が可能であろう。

表 2 管理と配慮

「管理」 (control, 見張り)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外敵、犯罪者、異常者、テロリストの排除を主目的とする。 ・ 民間企業による監視には、さらに消費者のターゲティングや囲い込みといった目的が加わる。
「配慮」 (care, 見守り)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 味方、構成員、高齢者・子ども等の脆弱な立場の人の保護を主目的とする。 ・ 例えば、通学路での見守りや、GPS 付き携帯電話を用いた迷子・徘徊老人の探索等が挙げられる。

2.2 我々はなぜ監視社会を受容しているのか

そもそも、現代社会でなぜ「監視（管理）」という行為が、これ程までに市民・消費者から許容されているのだろうか[8]。

従来から言われていることは、市民・消費者による安全・安心に対する欲求が高まっているからである。その背景には、マスコミ等によって「治安悪化」、「テロの脅威」といったイメージが日々強化されていることが挙げられる。

また、監視につながるということが明示的には意識されずに、消費者が自ら進んで ID を提示し、利便性・快適さを享受する場面も増えている（店舗での支払い、レジャー施設への入場、会員向けサービス等）。SNS などで、就職を含む「社会参加」のために自らの個人情報を世間に公開することも珍しいことではなくなった。

とりわけ途上国では、市民がソーシャルインクルージョンを実現するために、すなわち社会保障・医療・教育などの公共サービスを受けたり、選挙権を行使したり、就職したり、銀行口座を開設したりするためには、そもそも住民登録や国民 ID カードの取得・携帯が必須である[9]。多くの場合はそれらの制度が同時に政府による国民監視のために用いられて

いるにもかかわらず、少なくとも途上国の市民の側からは、国家に監視されているという意識や懸念は極めて薄弱である。

2.3 監視社会に対する警鐘

監視社会に対する警鐘の一例として、イタリアの哲学者であるジョルジョ・アガンベンの言説を挙げたい。アガンベンは、「管理」の側面が極端に進展した社会・国家を「安全国家」と呼び、警鐘を鳴らしている。「法治国家から安全国家へ」[10]において、2015年のパリのテロ事件後にフランスで発令された緊急事態宣言を例示しながら、緊急事態のもとでは警察の自由裁量が司法権力にとって代わるようになるとし、こうした「安全国家」では、「国家と恐怖の関係の逆転がある」とする。アガンベンによれば、トマス・ホッブスの『リヴァイアサン』では万人の万人に対する闘争がもたらす恐怖を終わらせるために国家が登場したのだが、現代の「安全国家」ではこの図式が逆転し、恐怖を維持することが目的化した。そして国家は国内に恐怖を作り出すことで、自身の存在理由を維持するようになったという。「安全国家は警察国家であり、司法権力が消滅して、常態となった緊急事態において次第に主権者として振る舞うようになる警察の自由裁量の余地を全般化する」。すなわち、「安全国家」はもはやテロリズムの予防を目指すものではなく、市民のコントロール（管理）を狙うものとなったというのである。

政府や民間企業が前述のような監視技術の導入に躍起になり、市民・消費者の側でも（たまにマスコミ報道等に煽られたネット炎上はあるが）全般的に監視技術を受容している現状では、公共空間における監視カメラを用いた通行人のリアルタイムでの身元特定・追跡[11]など「一線を越えた」監視技術の利用に歯止めがかからず、もはや引き返すことのできない、さらなる監視社会になし崩し的に突入してしまう恐れがある。

3. 監視社会がもたらす問題への対応策

現代という監視社会における技術の暴走や、政府や民間企業などデータ管理者の越権行為を防ぐ方法は何なのであろうか。データ管理者を規制するような法制度であろうか、それとも技術的対策だろうか。それとも、もっと根本的な倫理の問題だろうか。

3.1 監視における配慮の側面の強化

野尻洋平によれば、ライアンは現代の監視社会がもたらす問題に対する「解決」として、「監視の倫理」を提唱している[12]。この監視の倫理は、「個人の再身体化」および「他者への配慮」という二つの基軸原理からなるという。特に後者の「他者への配慮」について、ライアンは、「他者への配慮は・・・まず第一に、見知らぬ者に居場所と歓待をあたえようとする事だ。不適格な者を僅かな基準にもとづいて排除するという昨今の傾向は、このようなアプローチと明確な対照をなす。」「しかるべき倫理は<他者>の声に耳を傾けることから始まる。そして社会的配慮は、<他者>を疑うことではなく、受け入れることから始まる」と述べているという。すなわち、前述の「監視の両義性」において「管理」の陰で見落とされてきた「配慮」の側面を、今こそ強化すべきという提案である。

このようなライアンの見解を安直に敷衍すれば、「どのみち監視社会から引き返すことはできないのであるならば、両義性を持った監視技術の社会実装において、『配慮』（味方や社会的弱者の保護を目的とした見守り）の側面を強化すればよいのではないか」といった単純な意見も出てこよう[13]。

ただし、監視技術は常に「他者性の阻害」につながるものであり、それは「配慮（見守り）」目的での監視技術の利用においても例外ではない。すなわち、監視技術は常に、事前に定義された範囲、健常とされる範囲、安全とされる範囲を越える出来事・人物（すなわち「他者」）を排除するものである。本来であれば社会・文化・歴史の次なる発展の源泉となるような、想定外の事象をあらかじめ排除しようとする

るものである。その端的な一例が、いわゆるゲーテッドコミュニティ[14]・ゲーテッドシティであろう。ゲーテッドコミュニティでは、「管理」の側面のみならず、「配慮（見守り）」の側面も巻き込んだ監視技術によって、安全・安心な空間が提供される。現代社会は、住宅地を遥かに越えて、都市全体・社会全体のゲーテッドコミュニティ化に邁進しているとも言える。

3.2 複数視点を許容するような制度設計の必要性

それはそれで良いではないか、という意見もある。しかし、「安心・安全」「見守り」という錦の御旗の下に、本来は社会発展の原動力となるはずの想定外の事象・主体（「他者」）を完全に封じ込めることを理想とする監視社会は、やはり行き過ぎたものではないか。また、監視主体における（プロパガンダ的な）「配慮（見守り）」という目的が（コインの裏表である）「管理（見張り）」に転化するのは容易であろう。このような監視社会化に少しでも歯止めをかけるとするならば、どうしたらよいのだろうか。筆者はそのためには、監視技術を用いたあらゆるシステムにおいて、1つの場における単一視点（パノプティコン[15]）の占拠を許さず、複数視点の共存を可能とするような制度設計が必要と考える。すなわち、単一視点による「管理」（監禁）もしくは「配慮」を排除し、個人に複数視点を移動することの「自由」を保障することである[16]。

そのような複数視点の共存・移動の自由を保障する「場」においては、様々な社会領域間（集団・コミュニティ）の境界の相互浸透・ボーダーレス化・領域横断化が行われたり、インターネットなどのバーチャルな世界で（あるいはリアル世界でも）いくつもの自分（仮名、ペルソナ、ID）を生きたり、演じ分けることが可能となろう。このような個人の自由・権利をも、重層的なプライバシーの権利の一部とみなすならば、新しい意味でのプライバシーは、「単一視点（パノプティコン＝場の支配者＝ビッグブラザー）に飲み込まれない権利」と呼ぶことができよう。

このような権利を保障する、すなわち制度設計を行う上では、データ管理者が個人を（空間、時間を跨って）いつまでも追跡することを規制すること、また追跡できないように技術的手段で保証することが重要である。また、複数のデータ管理者間の結託を防いだり、データ管理者が寡占化しないように競争させるための構造・制度を導入することが重要である。すなわち、ITを活用して個人データを大量に取得する「リトルブラザー」の出現を阻止することはもはや不可能だが、個人が複数のリトルブラザーを自由に選択できるように、またリトルブラザーの「ビッグブラザー化」を阻止できるように、制度的・技術的な担保を行うことが重要である。

EUの新たな個人データ保護法制である一般データ保護規則（GDPR）では「データポータビリティの権利」や「忘れられる権利」が新設されたが、これらはデータ管理者のこのような「ビッグブラザー化」を阻止するための一つの制度的手段と考えられる。

4. 監視社会のあり方：途上国モデルと先進国モデル

4.1 規律社会と管理社会

監視社会論としては、フーコーのいう「規律社会」と、ドゥルーズのいう「管理社会」の対比がよく取り上げられる。

まず、ある社会に何らかの「規範」が存在していたとしても、その社会の構成員すべてが規範を守るとは限らない。例えば、交通規則は確かに社会に存在しているが、すべての運転者がシートベルトを着用したり、常に赤信号で止まったりするわけではない。社会の構成員の多くが、規範を認知し、それを守ろうという意識を持たなければ、規範は機能しない[17]。このことは、規範の存在だけでは不十分であり、「規範」の効果を高めるためには社会の構成員の多くが「規範」を守らなければならないことを、すなわち「規範の内面化」がいかに重要かを表している。フーコーは、近代社会において、このような社会規範の内面化をもたらすものが「規律訓練」であり、規律訓練が行われる場のモデルとして、前述のベンサム

のパノプティコンを捉えた。パノプティコンにおいては、看守から囚人への懲罰や褒賞を通じて、常に看守によって見られているという「看守の視線」が囚人に内面化する。これは監獄のみならず、学校・職場・工場・病院など、個人が権力者に「監禁」されているあらゆる場において見られる現象である。このような内面化によって、「囚人」たる個人は、自分で自らを律する近代的な主体に成長するわけである。これが、フーコーのいう「規律社会」[18]の大枠である。

それに対し、ドゥルーズのいう「管理社会」（コントロール社会）[19]では、上記のような個々人の「規範の内面化」（近代的な主体の確立）のプロセスに頼ることなく、個人を全体的な群れとして管理しようとする。これは、情報システムなどの中に「規範」を設計段階からあらかじめ組み込んでしまうことで、社会の構成員に自動的に規範を守らせてしまう方法である。例えば、鉄道でキセル（タダ乗り）をした人に追徴料金という懲罰を課すことは、乗客に規範の内面化をさせることで規範を守らせようとする「規律社会」的な方法であるが、そのようにするのはなく、改札を自動改札にすることでキセルという行動自体を不可能にするのが、自動的に規範を守らせる方法である。乗客は「キセルはいけない」という規範を内面化することなく、規範に従った行動を取らざるをえなくなる[20]。このような社会では、場における個人の行動の生起そのものがコントロールされ、望ましくない出来事は（情報システムの事前設定によって）未然に防がれるようになる。このような「管理社会」は、いわばライアンのいう現代の「監視社会」が陥っている姿（監視の両義性において「管理」の側面のみが追求された結果として生じた姿）である。また、ID や生体認証技術を用いた入退管理システムや異常行動検知システム、あるいはプロファイリング技術[21]を用いた顧客管理システム等は、こうした「管理社会」を強化するためのツールであると言える。

4.2 途上国における監視社会のあり方

ドゥルーズのいう「管理社会」においては、市民や移民、旅行者など、その場に往来する全ての個人に対して「規範の内面化」を必要とすることなく、情報システムや建物の設計等によって個人の行動をコントロールし、不都合な行動や出来事は未然に防止することが目指されることとなる。

このような管理社会の姿は、途上国において最も重要な社会課題の1つである治安対策と極めて親和性が高いものである。筆者はこれまで中南米からアフリカまで17ヶ国の途上国で現地調査を行った経験があるが、治安は外国からの投資の誘致（工場建設、事業所設置等）や、観光客の受け入れによる外貨獲得・観光業の発展、これらを通じた経済成長にとって前提条件となる要因であるため、あらゆる途上国で治安対策に高いプライオリティが置かれているのが現状である。「管理社会」（＝監視社会）では個人の人権よりも社会全体の安全・安心（セキュリティ）に重きを置かざるを得ないが、社会課題の多い途上国においては、まず情報システム等の導入を通じて個人に対する「管理」を強め、治安の向上に努めざるをえない大義名分もあるであろう。また2.2節で述べたように、途上国ではソーシャルインクルージョンのために、住民登録や国民IDカードを通じた国家による管理を市民が自ら求めている側面もある。

4.3 先進国における監視社会のあり方

他方、途上国に見られるような社会課題が少なく、治安対策の必要性も相対的に低い先進国においては、行き過ぎた監視社会化と、それによる個人の自由・権利の侵害に対して一定の歯止めをかけることこそが、喫緊の「社会課題」である。

そのためには、3.2節で述べたように、監視技術を用いたあらゆるシステムにおいて、1つの場における単一視点（パノプティコン）の占拠を許さず、複数視点の共存を可能とするような制度設計が必要と考える。すなわち、単一視点による「管理」を排除し、複数視点を移動することの「自由」を保障すること

である。繰り返しになるが、このような制度設計を行う上では、データ管理者が個人を追跡することを規制すること、また追跡できないように技術的手段で保証することが重要であり、また、複数のデータ管理者間の結託を防いだり、データ管理者が寡占化しないように競争させるための構造・制度を導入することが重要である。

5. 結び

EU の一般データ保護規則 (GDPR) における「データポータビリティの権利」、「忘れられる権利」、「プロファイリング等の自動処理に基づく意思決定に服しない権利」は、このような制度設計の全体像という「ジグソーパズル」の 1 ピースである。現代社会の行き過ぎた監視社会化に歯止めをかけるためには、技術的対策を含め、残りのピースを探していく必要があるだろう。

脚注と参考文献

- [1] 監視社会研究の第一人者であるデイヴィッド・ライアンは「監視 (surveillance)」を、「個人の身元を特定しうるかどうかはともかく、データがあつめられる当該人物に影響をあたえ、その行動を統御することを目的として、個人データを収集・処理するすべての行為」と定義している (デイヴィッド・ライアン (河村一郎訳)、『監視社会』, 青土社, 2002, 11 ページ)。この定義によれば、現代社会における、データ管理者 (官・民) による情報技術を用いた個人情報取得行為の多くは「監視」に分類されることとなる。
- [2] 例えば、英国の監視カメラコミッショナーによると、英国の都市で市民が 1 日にカメラで撮影される回数は平均 300 回に上るといふ。
- [3] 2013 年 6 月に元 NSA 職員エドワード・スノーデン氏が PRISM (米国政府による米国インターネット企業からの個人データ収集プログラム) の存在を暴露した事件。
- [4] 「監視 (surveillance) —見張ること (watching

over) —という同一の過程が、可能性を広げると同時に束縛をかけ、配慮にも管理にも関わる」 (ライアン前掲書、14 ページ)。

- [5] ライアン前掲書、7 ページ。
- [6] 野尻洋平、『監視社会とライアンの社会学』, 晃洋書房、2017, 63-65 ページ。
- [7] 野尻前掲書、75 ページ。
- [8] 例えば、警察庁が 2013 年 12 月から 2014 年 1 月にかけて行った「警察捜査に関する意識調査」では、「防犯カメラ画像の犯罪捜査への活用」については、約 9 割が「事件解決のため活用すべき」又は「事件解決のためどちらかといえば活用すべき」と回答しており、警察が犯罪捜査のために行う防犯カメラ画像の取得・分析について、国民の受容性が極めて高いことが分かる。
- [9] 小泉雄介、「アフリカ等の途上国における国民 ID 事業展開について」, https://www.i-rise.com/jp/information/report/2016/pdf/20160413_africa_koizumi.pdf, 参照年月 2018 年 7 月 23 日。
- [10] ジョルジョ・アガンベン (西谷修訳)、「法治国家から安全国家へ」, 『世界』, no.879, 2016 年 3 月, 202-205 ページ。
- [11] 例えば、中国では鉄道警察官がメガネ型カメラを着用して通行客とウォッチリストとのリアルタイム顔照合を行っているという。Business Insider Japan, <https://www.businessinsider.jp/post-161823>, 参照年月 2018 年 7 月 23 日。
- [12] 野尻前掲書、92-93 ページ。
- [13] ライアン自身は、監視の「配慮」としての側面は、まずは (身体同士の) 「ローカルな対面相互行為」であり、それは情報技術によって媒介された「監視」によっては完全に代替することができない、とみなしている (野尻前掲書、96 ページ)。
- [14] ゲーティッドコミュニティとは、ゲート (門) を設け周囲を塀で囲むなどして、住民以外の敷地内への出入りを制限することで通過交通の流入を防ぎ、また防犯性を向上させた住宅地を指す。ウィキペディア, <https://ja.wikipedia.org/wiki/>

ゲーテッドコミュニティ，参照年月 2018 年 7 月 23 日。

[15] パノプティコン、もしくはパンオプティコン (Panopticon) は邦訳すれば全展望監視システムのこと。イギリスの哲学者ジェレミー・ベンサムが弟サミュエルに示唆を受け設計した刑務所その他施設の構想であり、その詳細が記された『パノプティコン』が 1791 年に刊行されている。ウィキペディア，<https://ja.wikipedia.org/wiki/パノプティコン>，参照年月 2018 年 7 月 23 日。

[16] 阿部潔は、「モノオキュラー (単眼的) な空間」と「バイオキュラー (複眼的) な空間」という区別を挙げ、「バイオキュラーな空間」では、さまざまな視線の「それぞれが独自の視点を持ちながらも、どれかひとつが支配的になることなく、つねに多様な視界が共存している」と述べている (阿部潔, 「公共空間の快適—規律から管理へ」, 阿部潔・成実弘至編, 『空間管理社会: 監視と自由のパラドックス』, 新曜社, 2006, 48 ページ)。

[17] 例えば、自分が交通規則を遵守していたとしても、他の運転者の信号無視や飲酒運転によって、自分が被害に遭うかも知れない。ある人が「赤は止まれ、青は進め」という「規範」に従い青信号を渡ったとしても、もし赤信号で突入してくる車が 1 台でもいれば、交通事故に遭遇する確率は高くなってしまふ。

[18] ミシェル・フーコー (田村俣訳), 『監獄の誕生—監視と処罰』, 新潮社, 1977。

[19] ジル・ドゥルーズ (宮林寛訳), 『記号と事件—1972~1990 の対話』, 河出書房新社, 1996。

[20] これは、ローレンス・レッシングの言うところの「アーキテクチャ」、東浩紀が言うところの「環境管理型権力」に該当する。

[21] プロファイリングとは、個人を一定のカテゴリに分類したり、個人の業務遂行能力・興味・行動等について分析したり予測したりするために、個人に関する情報を集めて、その特徴や行動パターンを評価すること。EU の一般データ保護規則

(GDPR) で「プロファイリング等の自動処理に基づく意思決定に服しない権利」が導入されたが、これも監視社会 (管理社会) の流れに歯止めをかけるための一つの制度的手段と考えられる。

(受付日: 2018 年 2 月 19 日)

(受理日: 2018 年 4 月 25 日)

著者略歴

小泉雄介 (こいずみ・ゆうすけ)

1994 年東京大学理学部地球物理学科卒、1996 年東京大学教養学部科学史および科学哲学分科卒、1998 年東京大学大学院総合文化研究科広域科学専攻中退。同年(株)NEC 総研入社。2010 年より(株)国際社会経済研究所。専門領域は個人情報保護・プライバシー、電子政府 (国民 ID 制度)、新興国・途上国市場調査。主な著書に『国民 ID 導入に向けた取り組み』(共著)、『現代人のプライバシー』(共著)、『経営戦略としての個人情報保護と対策』(共著)など。日本セキュリティ・マネジメント学会会員。電子情報技術産業協会 (JEITA) 個人データ保護専門委員会客員 (2012 年度~)。